

平成24年第3回紀の川市議会定例会 第2日

平成24年 9月5日(水曜日) 開議 午前 9時27分
延会 午後 1時29分

◎議事日程(第2号)

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程(第2号)のとおり

○出席議員(23名)

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員(1名)

3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	会計管理者	武田雅明
水道部長	今井辰巳	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育委員会委員長	佐野一男	教育長	松下裕
教育部長	西田好宏	総務部財政課長	森本浩行

○議会事務局職員

事務局長	永 田 博 敏	次長兼議事調査課長	藤 井 節 子
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	田 中 啓 吾

（開議 午前 9時27分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（西川泰弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、15番 森田幾久君の一般質問を許可します。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） おはようございます。ただいま、議長より許可が出ましたので通告に従って質問していきたいと思っております。一般質問のトップバッターということで、新しい方式で緊張しますけれども、クリーンヒットが打てるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、市民の健康づくりについてということで質問させていただきます。

さて、少し古いですが、平成21年度の厚生労働省のまとめによりますと、国民医療費の総額は3兆6億7千万円、対前年度比の3.4%増、人口一人当たりの医療費は28万2,400円、前年度比の3.6%増で過去最高を更新したとなっております。厚生労働省では、平成21年度は診療報酬改定や制度改正の影響がなかったことから、高齢者人口の増加や医療の高度化などの影響があらわれたものとしています。また、紀の川市におきましても例外ではなく、これは国保の対象になるんですけども、市民一人当たりの医療費は29万5,210円となっていて、翌平成22年度では30万1,370円と9,616円もアップしています。

そこで、医療と健康とは比例していくものと位置づけ、質問していきたいと思っております。

まず、紀の川市健康増進計画が策定された中で資料を見ますと、紀の川市も全国の大半の自治体と同じように人口が徐々に減少し、少子高齢化となってきています。医療機関受診率については男性では50歳代から60歳にかけての増加が著しく、退職を機に通院し始める人が多いと考えられ、また女性では60歳代から70歳前半にかけて大きく増加しています。また、生活習慣病に関する医療機関受診率については男女とも高血圧症患者や糖尿病などが20歳から30代で受診者があられ、30歳から40歳代で増加をしています。また、虚血性疾患や脳梗塞は30歳から40歳代で受診者があられ、50歳代から増加してきています。このことから、生活習慣病は既に若年層から発症し、年齢とともに重症化することで、最終的には虚血性疾患や脳梗塞などの心臓や脳の疾患の発症に

つながるとされています。

そこで、紀の川市としてこのようなデータから、子どもから高齢者までどのような対策、また市民の健康づくりに取り組んでいるか、医療費の削減対策も踏まえお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） おはようございます。それでは、森田議員の健康づくりについてということで、保健福祉部として取り組んでいること、医療費の削減の取り組み、また乳幼児から高齢者までの健康づくりという御質問ですので、合わせて御答弁させていただきたいと思っております。

さて、近年、医学の進歩や生活水準の向上などにより、平均寿命が急速に伸びております。一方で、生活習慣病や生活習慣病の重症化などにより要介護状態に入る人が増加しており、健康を増進することで健康寿命を延ばすことが大変重要となっております。市民みずから積極的に健康づくりに取り組むことやふえ続ける医療費の適正化などを重視しながら、健康づくりに関する施策、事業を展開しているところでございます。

まず、健康推進課では地域保健対策として「健康づくり」「がん対策」「母子保健」「感染症対策」などに取り組んでおります。健康づくりでは昨年策定した、議員もおっしゃられたとおり、紀の川市健康増進計画をもとに健康づくりを推進しております。特に「食」「運動」「歯の健康」の健康分野を中心に健康運動指導員、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による「失敗しない3キロ痩せる教室」、また「血管いきいき教室」「マイナス5歳若返り教室」など、各地区保健センターなどで巡回しながら開催しています。

このほか、市民の方々の御要望をお受けし、保健師や管理栄養士などが公民館や児童館、保育所などに出向いて「出前講座」を開催しています。内容につきましては「市民健康づくり11か条」や「体験型栄養システムを利用した親子食育」、季節に合わせた健康づくりとして「熱中症予防」などの講座を行っております。また、高齢者対策として、予防事業の一環として65歳以上の高齢者に二次予防対象者把握事業から、それぞれの人に必要な各種教室を実施しています。

「いきいき元気塾」では、保健医療福祉の専門職による身近なテーマの講習会と健康体操、体力測定を行っており、また「元気プラス塾」では、楽しみながら介護予防を知っていただくために、介護予防の基本・お口の健康・バランスのよい食事・運動器レクリエーション・脳トレなどを行っています。そのほか、「運動器機能向上教室」「口腔機能向上教室」「認知症予防教室」「自主サークル活動支援」などもあります。第五期介護保険事業計画策定時に実施したアンケートでも介護予防への関心が高いため、介護予防に関する情報についてわかりやすい情報提供を行い、要介護状態へ移行しないよう、重篤化しないよう、各種教室の充実と参加推進に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも御協力のほどお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから市民部が担当してございます国民健康保険における取り組みについて、お答えさせていただきたいと思っております。

市国民健康保険では、30歳以上の方を対象に脳ドック助成事業や、各保険者の実施義務であります40歳以上の方を対象といたしました特定健診などを実施しているところであります。また、75歳以上の長寿医療保険加入者に対しても同じく脳ドック助成事業のほか、健康診査費用の600円を助成する事業を行い、自己負担なしで健診を受けられるようになっております。こういった健診事業につきましては、疾病の早期発見、早期治療を勧めることで健康づくりは当然のこと、医療費を削減するという目的をもって実施しているわけですが、なかなか即座に効果があらわれるというものではなく、地道で長期的な取り組みの必要性があるものと認識してございます。

また、食事、運動、睡眠など生活習慣の重要性に着目する中で、自分の健康は自分で形成するという大原則のもと、健康づくりについてのパンフレット啓発などをあらゆる機会を通じて実施していきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） おはようございます。それでは、教育部から答弁させていただきます。

「紀の川市長期総合計画」と平成21年度に策定しています「紀の川市スポーツ振興計画」において、健康を維持し、生き生きと暮らしていくために、スポーツを通じたレクリエーションや交流についての取り組みだけではなく、健康増進を目的としてスポーツへの参加を推進し、日常的にスポーツに取り組む市民をふやしていくことを重点課題として、体力テストやバスケットピンポン等を通じて、身体を動かすことやスポーツに関心を持ってもらうためのきっかけづくりを進めているところでございます。

また、毎年10月に実施しています「スポーツフェスティバル」では、各種団体・グループ、機関、企業等に呼びかけ、ニュースポーツ体験や、綱引き、大縄とび等をレクリエーション的に実施し、スポーツに親んでもらうことに努めているところでございます。

総合型地域スポーツクラブの育成、ウォーキング等のレクリエーション関係団体の活動を支援し、体を動かすことやスポーツに取り組む機会、場所の提供をふやすことにも努めてございます。

本市では、新たなスポーツ施設として、誰でも気軽に家族連れで楽しめるパークゴルフ場の整備を進めておりますが、近隣の紀美野町のパークゴルフ場の利用者の6割から7割が紀の川市民が利用していると聞いております。完成すれば、市民が近くで気軽に運動に親しめる環境づくりができるものと期待してございます。

今後とも、関係部署が取り組む健康・体力づくりに関し、情報交換、連絡調整を図り、

事業の推進に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありますか。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 再質問させていただきたいんですけども、今、答弁を各課の取り組みを聞かしていただきました。紀の川市もいろんな取り組みをされてるなとは感じるんですけども、市全体として世代別であったり、地域別、昔からの旧町の流れでいろいろ事業をやってるけども、ばらばらにやってるのかなというところもふだんから感じることはあります。

その中で、積極的に市民の健康づくりに行政としても一本化して取り組んでいただきたいということで、各部についてもあれなんで、田村副市長のほうでまとめてお答えいただけたらということで質問させていただきたいと思います。

これは、あくまで秋田県の横手市に、以前、厚生常任委員会で視察研修に行かしてもらったのを例えて、いろいろと質問させていただきたいと思います。

秋田県の横手市では、「健康の駅 よこて」と題して大規模駅、中・小規模駅を位置づけ、市民の健康づくりに取り組んでいます。大規模駅については、市内の中心部にトレーニングセンターを設け、市民みずから積極的に通える施設として100台以上のトレーニングマシンが備えられております。また、そこには健康運動指導士、保健師、栄養士の方々を数名配置し、一人一人の健康メニューやトレーニングメニューを組み上げ、週に1回、2カ月の行程で指導しているようであります。また、レディースタイムも開設し、同時に託児所も設置しております。

中規模駅というのは、公民館などで行われておるんですけども、小規模駅は地区集会所ということで職員が定期的に施設に出向き、簡単に誰もが行える健康体操の指導を行っております。特に小規模駅では、積極的にいろんな集まりをやって、積極的に来てくれる人やったらどこへでも行くんですけども、消極的な、声かけてもらってもなかなか行かないとかいう方のために地域で参加していくんですけども、その状況をつくるように努力されているようであります。

そういったことから、青年層から高齢者層まで幅広く参加してもらい、市民の健康づくり、しいては医療費の削減につながるよう努力されています。

紀の川市でもこのようなことに社会福祉協議会で「いきいきサロン」というのをやられていると思うんですけども、それで集まるところとタイアップして積極的に取り組んでいくべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

また、このことと並行して健康づくりは単にスポーツという考え方をやめ、スポーツと福祉を一つにしてくような機構改革と、多くの職員が健康運動指導士の資格を講習で取れると思うんですけども、取得していく考え、それとまた、この資格を持った職員を採用していくような方法をとっていくべきと考えますが、その辺の考えもお聞かせいただきたい

と思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副市長 田村 武君。

○副市長（田村 武君）（自席） ただいまの森田議員の御質問、それぞれ3部長が答弁をさせていただきます、それぞれの取り組みについて答弁をさせていただきました。

答弁させていただいた中にもございました、また、議員からの御質問の中でも、紀の川市の健康増進計画というのが策定をされてございます。その中での健康づくりの展開というところに、市民一人一人、家庭、地域、行政の役割というものが定められてございます。その中で、行政での役割ということの中で一つ読まさせていただきますけれども、健康増進とともに福祉、生涯学習、スポーツ、産業、まちづくりなどさまざまな分野を踏まえて、市組織全体で健康づくり施設に取り組みますということがございます。そういうことで、今後、連携した中での取り組みを行うことによって健康を守っていくというような形の中での取り組み、今後、市の中で取り組んでいきたいなというような考えでいって進めていきたいと考えております。

また、健康運動指導員につきましても、いろんな講習を受けて、議員御存じだと思うんですけども、資格を取得しなければならないというような状況でもございますので、今後、そういう方の採用についても十分勉強させていただいて、市のほうへ健康運動指導員を採用していけるかどうかというのを十分勉強させていただいて、今後の取り組みとしたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ありますか。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 前向きに取り組んでいただけるということで思っておりますので、またよろしく願いいたします。

また、再々質問ということで市長にお伺いするんですけども、健康づくりに市が地域に積極的に入りこんでという取り組みということで、単に市民の健康増進だけでなく、市と各地域の市民とのコミュニケーションが、職員がそこへ出向いていくということでコミュニケーションがしっかりとれて市と一体に進んでいけるかなと思うんですけども、取り組んでいっていただきたいということから市長のお考えを最後にお聞きして、質問を終わりたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 森田議員、担当部長なり、先ほど副市長の田村からいろいろ申し上げたとおりであります、市民の健康というものは一番大事であります。そのことによって、市と人を豊かにし、またまちを豊かにすることは当然のことでございます。重要なテーマであると思っております。

健康づくりの施策を推進するに当たっては、単に健康増進という視点だけではなく、多

様なライフステージに対する福祉をはじめ生涯学習、またスポーツ、職域、まちづくりなどさまざまな分野の視点が重要であり、市組織全体の中で取り組みをしていく必要があると思っております。

先進地を視察された議員の御質問、またいろいろと参考にさせていただいて、取り入れていくべきところは紀の川市としても考えながら、少しでも市民の健康増進に役立てるような一体の中での取り組みに積極的に取り組みたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、森田幾久君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、11番 寺西健次君の一般質問を許可いたします。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（質問席） 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を始めます。

今回は、学校避難所における防災機能の調査点検、実施結果の課題についてであります。

さて、昨年、東日本大震災や紀伊半島大水害の災害発生以来、災害に対する危険度は高まっているように思います。災害発生時には学校施設は児童生徒の安全確保とともに地域住民の避難所になり、また防災の拠点ともなります。防災の拠点として必要な防災機能についての実情はどうか。また、今後、どのように評価すべきかの観点から、公明党和歌山県本部は、和歌山県の30市町村の避難所になる小・中・高の学校を、平成24年4月25日より1カ月間の期間で学校施設の防災点検を実施いたしました。当然、紀の川市においても教育委員会、また総務部危機管理消防課の協力を得まして市内の小・中・高の全学校に出向いて調査を実施したところでございます。その点検項目であります、15項目ありまして、ここに議長にお願いがあります。この点検項目を記入した資料を皆さんに配付したいと思っておりますが、配付の許可をいただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 資料配付、許可いたします。

〔資料配付〕

○11番（寺西健次君）（質問席） このような形で聞き取り、あるいは校長先生、教頭先生がいないう場合は預けといて後で回収に行ったところでございます。もう既に紀の川市内の学校を調査いたしました結果も出ておりますので、結果も踏まえまして1項目ずつ発表したいと思っております。

まず、点検項目について現地調査項目、施設名というのはこれは学校名を書くということでございます。何々小学校、何々中学校ということですよ。

次に、水確保の有無についてでありますけれども、水確保のありが12校、それからなしが11校であります。具体的にどのように確保してますかということに対して、ペットボトルが3校、浄化装置が1校、受水槽が9校、その他が1校となっております。

それから2番目として、防災倉庫、備蓄倉庫の有無についてでございますけれども、防災倉庫のあるが1校、それからなしが22校であります。備蓄倉庫のあるが3校、なしが2

0校であります。

次に3番目、トイレ、洋式トイレ、マンホールトイレ、シャワーの有無でありますけれども、洋式トイレのあるが20校、なしが3校であります。マンホールトイレのあるが2校、なしが21校であります。シャワーについてはあるが14校、なしが9校であります。

学校施設内の衛星通信電話の有無についてでありますけれども、あるが0、なしが23校であります。

次、5番目、災害時無線電話指定の有無についてでありますけれども、あるが7校、なしが16校であります。

次、6番目、自家発電設備の有無についてでありますけれども、あるが1校、なしが22校であります。

次に7番目、太陽光パネル設置の有無についてでありますけれども、あるが7校、なしが16校であります。

次に8番目、蓄電池、非常用電源の有無と設置場所についてでありますけれども、あるが0、なしが23校であります。

次に9番目、学校施設内に災害時要援護者の避難に備えた特別な場所についての有無についてでありますけれども、あるが4校、なしが19校であります。

次に10番目、避難所のラジオ設置の有無についてでありますけれども、あるが3校、なしが20校であります。

次、11番目、避難所のテレビ設置の有無についてでありますけれども、あるが5校、なしが18校であります。

次に12番目、津波、てんでんこの教訓や釜石の奇跡、それから稲むらの火を参考にした防災教育等の防災訓練が地域や学校単位で行われていますかということについて、はいが23校、いいえが0であります。全ての学校においてそういうことが行われているようであります。

次、13番目、避難所の受け入れ可能人数は何名ですかということですが、これは先生方、非常に頭を痛めておられて、回答としましては500人以上800人未満については2校、それから300人から500人については3校、それから100人から300人については10校、それから100人未満の学校については5校、不明が3校となっております。

次に学校の避難所運営マニュアルはありますかについては、あるが9校、なしが14校であります。

15番目、その他の御意見・御要望、気づいた点があれば記入してくださいということで、貴重な御意見を幾つかいただいております。この後の一般質問に活用していきたいと思っております。

このような結果となりました。これを見ますと、さまざまな課題があるようでございます。特に担当課、これを参考にさせていただければと思うわけでございますけれども。

その課題について、3点ほど一般質問としてお伺いをしたいと思います。

まず、防災倉庫、備蓄倉庫についてでありますけども、防災倉庫、備蓄倉庫の棟数は幾つぐらいあるのか。また、そのうちの学校敷地内にどれだけぐらいあるのか。それから備蓄品の内容とか、何名分、あるいは何日分あるのかということについて、1番目にお伺いしたいと思います。

それから2番目に避難所の設備についてでありますけども。最近、夜の台風等によりまして高齢者のひとり暮らしの人が台風が怖いから避難しようかということで、いわゆる自主避難をされる方が多くなってきております。しかしながら、自主避難とこういう学校への避難とはまた違まして、自主避難用の避難場所の周知徹底をもうちょっとしていくべきではないかなと思うんですけども、見解をお伺いしたいと思います。

次に、テレビとかラジオ、それから発電機等の設備の考え方についてお伺いをしたいと思います。

それから、市内の小学校より児童に防災頭巾の配布の要望がありましたが、教育委員会の見解についてまずお伺いをしたいと思います。

それから、避難所運営のマニュアルについてでございますけども、避難所運営については役員分担、あるいは指揮系統を明確にすべきマニュアルが必要だと思いますけども、それについて先ほどの調査の結果、学校の回答の中にマニュアルがありとした学校となしとした学校がありました。これらの真意についてお伺いをしたいと思います。

次に、市としてのマニュアルを作成しているのであれば、どのようなマニュアルなのかについてお伺いをしたいと思います。

まず、1回目の質問について終わります。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。総務部から寺西議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の防災倉庫、備蓄倉庫でございますが、市内に全部で39カ所ございます。地区ごとの内訳は打田地区に5カ所、粉河地区に11カ所、那賀地区に5カ所、桃山地区に11カ所、貴志川地区に7カ所設置しております。その中で、学校施設には6カ所設置しています。

備蓄している物品の主なものですが、資機材では発電機、組み立て式トイレ、炊き出し釜、拡声機、救助工具、土のう袋、毛布等を備えております。また、備蓄食糧は県の計画では、住民、市、県が各1日分を準備することを基本とし、東南海・南海地震における和歌山県の被害想定を基に、ピーク時の避難者約4,500名分の1日3食分としてアルファ米、パンを合わせて約16,000食、保存水約16,000本を備蓄しております。

このほか、市内消防器具庫にも、救助工具、担架、リヤカー、発電機、投光器などの災害用資機材を配備しております。今後も、市民の安全に欠くことができない物資につきま

しては、一定量を確保することとし、計画的な整備を行ってまいります。

続きまして、2つ目の避難施設のテレビの設備等についてお答えさせていただきたいと思っております。

災害時の情報収集の手段はテレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線、固定電話、携帯電話、災害用伝言サービスなどがございます。学校施設では体育館を避難場所にしておりますので、これらのメディアから情報を収集する設備が整っていないのが現状でございます。地震直後は震度、震源地などの地震情報、家族の安否確認や被害情報が求められ、その後、二次災害予防情報、余震の見通し、水、食糧、避難所の状況、生活情報、交通情報、医療情報などが求められます。こういった情報を得るためにも特にラジオは停電中も使用でき、有力な情報源になりますので、避難所の開設時には避難所の備品としての備えをしてまいりたいと考えております。

また、市民の方には平時から災害に備え、情報収集のための手段として、非常持ち出し品として非常食、生活用品、貴重品のほか、ラジオも御準備いただき、非常時に活用していただくことが自助という観点からも重要と考えており、紀の川市ハザードマップなどにも非常持ち出し品の一例として携帯ラジオも含め、啓発を勧めているところでございます。

また、避難所へのテレビの設置については、避難が長期になる場合は対応を検討する必要があり、昨年の中日本大震災ではNHKが避難所にテレビやアンテナを設置したということもございますので、この点も含めて研究をしてまいります。

それから、自主避難所として避難所が違ふということとその周知についてでございますけれども、自主避難所については気象警報が発令された時点で市内の6施設に開設をいたします。開設場所等については、以前より広報やホームページ等で市民の方に周知を行っておりますが、加えて自治会、自主防災組織などを通して周知徹底を図ってまいります。

また、自主避難所については公共施設だけではなく、近くの安全な場所を自分で決めていただくということが大変大事だと思いますので、この点についても御理解をいただきたいと思っております。

3点目の避難所運営マニュアルの件でございますが、避難所運営マニュアルは災害に備え、自主防災組織や自治会など地区住民の代表、避難者、施設管理者及び市で構成する避難所を運営するための体制の整備とそれぞれの役割を各担当間で調整し、避難所の円滑な運営と避難者の融和が図れるよう、平成24年1月に作成をしております。阪神淡路大震災のときに行政主体の運営が困難であり、市民の皆様が管理運営にかかわることで円滑な運営ができたという教訓をもとに、行政主体ではなく地域住民の皆様の協力を前提に作成をしております。避難所開設のための業務であるとか主な業務の内容について定めてございまして、お互いに顔見知りの方々が主役の避難所運営のガイドラインとしてございます。

その中で、運営マニュアルの中で、避難所を運営する指揮系統について定めておりまして、避難所の運営は先ほど申し上げましたように市民の皆さんの御協力を得ての運営が求められるということで、組織として避難所運営委員会として会長、副会長を中心に運営を

行っていただくという体制を整えてございまして、市の職員とともに円滑な運営ができるよう避難所運営を行うように定めております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） それでは私のほうから、まず第1点の防災頭巾について御説明申し上げます。

近い将来、東南海・南海地震・中央構造線の内陸型地震が高い確率で発生することが予想されている地域であることを踏まえ、防災頭巾を備えることは児童生徒が防災時に安全に避難する上で必要なことだと考えます。また、例えば1年生の入学説明会で保護者に防災頭巾の必要性を説明したり、家庭で一緒に作成したりすることによって保護者や児童の防災への意識が低学年から高まる効果が期待されると思います。市内においても一部ではありますが、9月1日の防災の日を迎えるに当たり、防災頭巾型の座布団の使用を進めている学校もあります。教育委員会としましても、児童生徒の安全を考え、このことを視野に入れながら防災頭巾の活用についての啓発を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校では学校防災マニュアルを作成してございます。昨年10月に策定したところですが、これについては和歌山県教育委員会から出された学校における防災教育、安全指示に基づき平成23年10月に教育委員会においても学校防災マニュアルを策定しました。内容としましては、防災教育の意義、学校防災に関する基本的な考え方、発達段階別の防災教育、避難訓練について、児童生徒の安全確保について、災害発生時における応急対応組織、教職員の緊急マニュアル等について詳細に示しております。その中には、勤務時間外においても警報が発令されれば全学校の管理職が学校に待機し、避難してきた児童生徒や保護者、地域住民への対応を行うよう明記してございます。

各学校にはこのマニュアルをもとに地域の実態に応じたそれぞれの学校防災マニュアルを策定し、保護者、地域住民、関係機関とも連携していくよう指導しております。現在、市内全ての小・中学校が既に独自の学校防災マニュアルを作成し終え、防災危機管理の徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（質問席） それでは再質問を行います。

まず備蓄についてでございますけども、先ほど答弁いただきました。多くの倉庫もあり、またそれぞれ備蓄されているようでございますけども。しかしながら、その倉庫や内容についてはほとんど知らされていないというのが実情でございまして、学校の先生方も知らない、あるいは校内にある学校についてはわかっているようでございますけども、少し離れたところについては全然知らないというような実情でございまして。特に、先ほどの答弁の中にマニュアルについては地域の方も中心になってもらってというようなことござい

ますけども、もうちょっと地域の区長さん、あるいは支所の職員の方々にも備蓄倉庫がどこにあって、その中にはどういうものが入っているとわかるような形で公開していくべきではないかなと思うわけでございます。

それから、次に学校が避難所になるわけでございまして、備蓄倉庫についてはできるだけ避難所に近いほうがいいと思うわけでございます。特に道路が寸断される恐れがありますので、備蓄倉庫についてはできれば学校内に設置できないかなと思うわけでございまして、学校の空き教室を利用するとかあるいは学校の敷地内に倉庫を建てるのかということできないかなと。避難所の身近なところに備蓄倉庫ができないかなと思うわけでございますけども、この辺の見解についてもお伺いをしたいと思います。

次に、2番目の設備についてでございますけども、災害が起こりますと水もとまる、電気もとまるという状況の中で、やっぱり水の確保というのが一番大事かなと思うわけでございます。幸いにして、避難所においても地下水を利用できる避難所があると思うわけでございまして、いわゆる鉄管をうちこんで地下水を利用できるというようなところがあるわけでございまして。東京のほうでは、そういうところは積極的に手押しポンプを設置して、地下水を利用すると。もしもそういう災害が起こった場合に地下水を利用することで積極的に利用されているようでございます。紀の川市としてもそういう地下水を利用できる避難所については、積極的に手押し非常用ポンプを設置すべきではないかなと思うわけでございます。

それからラジオでございますけども、最近、防災無線が入る防災ラジオというのがあるようでございまして、これらも積極的に避難所に取り入れていくべきではないかなと思うわけでございます。

それから、学校からの貴重な意見といたしまして、水害時、本校は低地にあり、安全な場所とは言えないと書かれております。このような学校については水害が発生した場合に2階とかあるいは屋上に避難ができるように設備をしておくべき必要があると思うんですけども、そこらの考え方についてお伺いをしたいと思います。

それから3番目にマニュアルでございますけども、先ほど学校ごとのマニュアルがあるというようなことでございました。今も話しましたように低地にある学校、低地にある避難所ということで、これも避難所ごとにそれぞれマニュアルをつくる必要があるかなと思うわけでございますけども、この見解についてもお伺いをしたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、備蓄倉庫の場所、それから内容の周知についてですが、備蓄している物品が非常時に被災者のニーズに沿って効果的に使用できるよう、具体的な方法としては備蓄倉庫に備蓄物品を表示するなどして周知に努めてまいりたいと思います。また、自主管理という

点では区長様に鍵を預けまして自主管理をお願いするというのも1つの方法として検討してまいりたいと考えております。

それから、学校施設内の備蓄倉庫の設置でございますが、避難所に指定している学校施設に空き教室がないなどスペース等の都合により、備蓄倉庫がない施設が17施設ございます。この施設については隣接、または近隣の公共施設に備蓄倉庫があり、万一、学校施設が避難所として使用されることがありましても必要に応じ、物品を搬送できる計画となっております。さらに道路や河川が被災し、通行ができない場合をも想定し、現在、複数の搬送フローを検討しているところでございます。

議員おっしゃる備蓄倉庫の設置については、事前に教育委員会と協議を行い、必要に応じて大規模改修時には備蓄倉庫の整備を進めるとともに、空き教室があれば長く備蓄倉庫として活用できるかを含め、十分協議を行うとともに、空き教室に備蓄倉庫を整備する場合は学校教育活動に支障のないように十分配慮することを前提として、その機能の整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、防災井戸、防災ラジオなど避難施設の整備についてお答えさせていただきます。

まず、災害時の井戸用ポンプ、いわゆる防災井戸の整備についての御質問であります。災害時に地域住民の応急用として飲料水以外のトイレや洗濯などの日常生活用水を確保するため、井戸が活用できます。その井戸水をくみ上げるための手動ポンプは停電時にも使用でき、生活水の確保に大きな効果が期待できますが、まず避難所での井戸の確保が大きな課題となりますので、この点も含め、今後検討していきたいと考えます。なお、市内で井戸を所有し、活用している方も多くいらっしゃいますので、そういった方々への御協力を得ることも含めて検討してまいります。

続きまして、防災ラジオの件でございますが、防災ラジオは防災行政無線の放送を自動受信できる機能を備えたラジオで、個別受信機にかわるものとして活用されております。現在、個別受信機と重なる部分もございますので、この点についても研究をさせていただきたいと考えております。

もう1点ですけれども、低位にある学校施設の避難所の件なんですけれども、この件につきましても、既に前の議会におきましても御指摘がございましたということで、低地にある学校施設にかわる施設として、例えばJAの選果場などを避難所に使えないかということで、現在、JAとも交渉を進めているところでございますので、その結果がわかり次第、御報告をさせていただきたいと考えております。

それから、避難所マニュアルを避難所ごとに作成してはどうかという件でございますけれども、先ほど御答弁させていただきましたように、市としての避難所運営マニュアルはいわゆる避難所運営のガイドラインとして策定しておりますので、避難所運営マニュアルを基本にして地域の方々が主体になりまして、地域の実情に沿った避難所運営を作成していただくことが望ましい姿と考えております。特に大規模災害のときは、行政と市民の方

との役割分担が必要でありますので、避難所ごと、あるいは地域ごとの避難所運営の作成について、今後とも自主防災組織など地域の方々と連携を取りながら作成することが重要と考えてございます。

災害ごとの避難所マニュアルにつきましては、避難所の位置によって土砂災害や河川の氾濫などを想定する必要があるがございますので、こういった地域の状況に合わせて一番効果的で効率的な方法で運用を実施されるマニュアルづくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 学校内の空き教室、それについての備蓄倉庫の設置についてでございますが、児童生徒の減少に伴い、各学校とも教室があいている状況ではありますが、全ての学校を調査いたしましたところ、学力向上のための少人数、分割指導に活用したり、ICT機器を活用する外国語活動の教室として利用したり、教育活動をより効果的かつスムーズに行うために工夫して使われているのが現状であります。したがって、現在においては、備蓄倉庫を設置するための空き教室はない状況であります。さらに今後、児童生徒の学級定数の改定などを考え合わせますと、さらに空き教室は難しいものと思っております。御理解いただきたいと思っております。

なお、学校防災教育は児童生徒は与えられる教育からみずからつくる、自分の命は自分で守るという教育を、今後実施してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解、御指導賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問はありませんか。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（質問席） それでは3回目となりました。市長にお伺いをしたいと思っております。

今までの状況、答弁を聞いておりますと避難所が一応できました。それから備蓄品もそろってます。それからマニュアルもつくってますという状況であります。しかしながら、学校の先生方もそうですけども、我々もその実情についてはほとんどわかってないということでございます。特に総務部と教育委員会、あるいは地域振興部がお互いに話し合いをする、お互いにコミュニケーションをとって、そして避難所運営というのをスムーズに進めていくというのが、これから大変大事だと思うわけでございます。災害というのは万が一のときに起こるわけでございます。常日ごろから、ときには訓練もし、ときには話し合いをしながら避難所がスムーズに運営できるように、ひとつ市としても取り組んでいただきたいと思うわけございまして、市長のそこら辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 寺西議員から防災上のいろいろな観点からの御質問がございました。各担当から避難所の問題、備蓄の問題等々お話がございました。

私は地震、最近起こっておる集中豪雨、また台風等、特に最近では局地的な集中豪雨等

で非常な災害が出ておる。昨年の9月の12号台風のときも、ちょうど1年たつわけですが、印南町で多くの方々が亡くなられたということでございます。

そんな中で、備蓄の保管についてはいかなる災害、台風であれ地震であれ大雨であれ、可能なといいますか、被害にあわないところに保管しておくことがまず大事ではないかなと思います。

また、防災上ではまず個人個人が防災意識の高揚を、自分の身を守る、その次は家庭、そして集落・地域という格好で、身の安全を守っていく防災意識の高揚というものを広めていく必要があるのではないかなと思います。

そんな中で、先ほどから各小学校の調査を皆さん方が御苦労いただいたということに感謝を申し上げます。議員も言われておりましたが、大雨のときにはその学校は避難所にならない可能性もあると。地震は揺れたあとでないと、そのときは身の安全を自分で守っていただかなきゃならないわけですが、地震の揺れた後、どこかへ避難するということになると思います。台風ももちろん来る前からいろいろな予報はありますけれども、集中豪雨も短時間のうちに起こるということの中で、3つの災害の対応の仕方も違ってくるのではないかなと思いますので、地域地域の防災意識の高揚、こないだも紀の川市の防災訓練、ことしは最終一回りの年度で貴志川で行われましたけれども、多くの方、1,000名以上の方に参加をしていただきましたけれども、何回も申し上げますが、個人個人、また地域地域での防災意識の高揚に努めてまいりたいなと。

そして、東北や前の神戸の震災のような大災害ということと、また地域的に集中的な今の集中豪雨等々での災害、いろいろあろうかと思いますが、大変マニュアルどおりに、また日ごろの訓練どおりに少しでも近づけていけるような市民への防災に対する意識の高揚に努めてまいりたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、寺西健次君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ここでしばらく休憩いたします。

再開は午前10時45分といたします。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時45分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、6番 阪中 晃君の一般質問を許可します。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（質問席） それでは、6番 阪中 晃、一般質問をさせていただきます。

本日は、佐野教育委員会委員長、御出席ありがとうございます。そして、私の一般質問

の質問相手ということで、教育委員会委員長ということにさせていただいたところ、議運の委員長はじめ委員の方々、そして議長のお計らいをいただきまして本日になりましたこと、ありがたく思っております。

さて私は、桃山町の議会の議員を1期と半ほどさせていただきました。桃山町の議会では、常々、教育長と教育委員会委員長が出席をしてくれてたということがございまして、私の概念では教育委員会委員長も議会に出席してくれるんだと思っておりましてけれども、新しく紀の川市になって教育長だけということで、あれっという感じがしておりました。

私もちょっと調べたんですけども、教育委員会委員長は教育委員会の代表である。教育委員の互選によって選ばれ、委員会を主催する教育行政のトップである。執行機関である事務方のトップである教育長と混同されやすいが、教育長は教育委員会の委員であり、組織上は教育委員会委員長のほうが教育長より上であると書かれております。そして、地方教育行政組織運営法においては、教育長は教育委員会の指揮・監督の下に教育委員会の権限に属する全てのことをつかさどることが書かれております。

そしてまた、紀の川市の例規集においても、教育委員会は次にあげる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するという事の中で、学校教育または社会教育に関する一般方針を定めること、県費負担の教職員のサービスの監督の一般方針を定めること、校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること、児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、またこれを変更すること、15項目あるんですけども大まかなことを挙げさせていただきましたけれども、これは教育委員会が話をして方針を出して教育長に委託するというか、そういうことをとっておりますのでということを私なりに一応皆さんにも言わせていただきました。

実は、全協という議員のみんなでは、教育委員会委員長も呼んでくださいよという意見も、私、言わしてもろうたんですけども、こういうことにならなかったんです。今回、私は自分の考えですけども、あえて全国学力学習状況調査対応ということでの質問をするということで出させてもらいました。多分、議運の委員長はじめ委員の方々、議長も、皆さんが興味があるからある程度、委員長にも来ていただいて話を聞こうということになったんじゃないかと自分なりに考えております。

それでは一般質問の内容に移らせていただきます。

全国学力学習状況調査、学力テスト対応ということで、4月に小学校6年生と中学3年生に対して、全国学力テストが行われました。そして、8月の下旬ですけども、都道府県別平均正答率というのが新聞の紙上に載りました。それは8月9日ですけども、私なりにこういうふうにと歌山県を緑にしながら和歌山県より上のところを緑、平均点より下のところを茶色でマークをしたんですけども。小学校6年生の国語Aは50県下の中で下から4番目でございます。そして国語Bにおいては下から2番目でございます。理科においては下から3番目グループということで、えっということも思ったわけです。5年6年前に一般質問で学力テストのことを聞いたことがございます。和歌山県下の平均点より

紀の川市管内の小・中学校の平均点は上にいってないという答弁をいただきました。その次の年、4年前だと思いますけれども小学校1校が平均点より上がったということを知った覚えがございますけれども、そのことが私の頭にありますもので、えっと。私、県議員じゃないですけれども、この和歌山県のレベルよりまだ紀の川市の小・中学校のレベルが低いかな。そして、ある程度の人に聞いたんですけれども、内容を一つも教えてくれないわけです。私どもにも父兄の皆さん方からどうかなどうかなどうかなという電話もありましたけれども、全く私らにも教えてくれないんだということの中で進んで、今日に至りました。

教育委員会委員長には、多分これを見られて、すぐに貴志川支所に走ったのか、教育長に電話したのかどうか分かりませんが、行かれたんじゃないかなと。佐野教育長自身のこれを見たときの感想とそしてまた教育長にいろいろ教えてもらった後、教育委員会でいろいろ話し合った、そういうことを一回、私どもに教えていただきたいなと思いますので、教育委員会委員長、よろしく願いいたします。

さて、教育長には各学校のレベル、私はある程度、紀の川市管内の小・中学校のレベルというたらあれですけれども、平均点よりどうなのか。平均点より各小学校、中学校の平均点が上なのか下なのか。紀の川市内の学力はどんなものなのかということをお聞きをしたい、教えてくれないので。それをまずお願いしたいと思います。

そして、3回しか質問できないので、その状況調査を言っていた後、その対応ということをある程度言っていたらいいなと思います。

第1回目はこういうことで、よろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ちょっと質問者にお断りしておきますが、座っていただいて結構ですが、教育委員会委員長にきょう来ていただきましたのは別に興味があったわけではなくて、議長においても自分においても必要があると判断したから来ていただいたということは御理解いただきたいと思います。

教育委員会委員長 佐野一男君。

○教育委員会委員長（佐野一男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。

ただいま、阪中議員からいろいろ御質問、御意見等いただいたんですが、初めて議会へ出席させていただきました。皆、非常に熱心に審議されていると思いますし、また平素は学校教育並びに社会教育全般について御指導あるいは御協力等を賜り、本当に厚く御礼申し上げます。

ただいま、阪中議員から御質問がございました件につきまして、平成24年度全国学力学習状況調査につきましては、都道府県単位での状況が新聞等で発表されております。今、阪中議員がお示しいただいたとおりでございます。

本県の結果については余りよろしくない結果であったために、本市においても大変気になっておりました。先日の教育委員会においてその報告を受け、協議を行ったところ、大変よい成績結果であったことを受け、安堵しております。これについては、管内の学校に

において児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善が進められている結果であると考えておりますが、それぞれの課題については改善のための取り組みを進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（登壇） ただいま、教育委員会委員長より教育委員会での協議を総括的に答弁いたしました。私のほうから、少し詳しく答弁させていただきたいと思っております。

全国学力学習状況調査につきましては、平成19年度から文部科学省が行っております。昨年度までは小学校は国語と算数、中学校は国語と数学の2教科でありました。しかし、昨今の理科離れが憂慮される中で、本年度より理科が調査対象教科に新たに加わりました。

文部科学省が平成24年度調査から理科の追加を検討すべきこととした背景としては、「まず知識基盤、社会において次代を担う科学技術人材の育成がますます重要な課題となっており、新学習指導要領においては国際的な通用性、内容の系統性の観点から理科教育の授業時数及び教育内容の充実が図られているところでもある。」ということによって追加をされたと理解しています。

また、児童生徒の理科離れ現象が指摘されていることを踏まえ、学力や関心、意欲、態度などの学習状況を把握・分析し、実態の把握や課題の改善に向けた取り組みにつなげていくことが必要であることなど挙げられてもおります。

さて、今回の調査であります。全ての学校を調査対象校とはしないで文部科学省が都道府県単位で選び出した学校、すなわち抽出しました小学校の第6学年と同じく抽出しました中学校の第3学年の児童生徒を対象に実施したものであります。紀の川市におきましては、抽出された学校は小学校で5校、中学校で4校であります。抽出調査であるため、紀の川市内の全ての学校の調査結果ではないということ、また本調査により測定できる学力は特定された一部分であるということ、それから学校における教育活動の一側面にすぎないことを踏まえる必要があると考えております。

本年度抽出校の調査結果の概要を申し上げます。

小学校におきましては、かつて皆様方にも御憂慮いただき、御心配もいただいておりますが、本年度、国語、算数、理科の全ての教科において紀の川市の平均正答率は全国の平均正答率、和歌山県の平均正答率を全て上回っておる結果が出ました。大変よい結果だと思っております。中学校におきましては、全国、和歌山県の平均正答率と優位さのない程度ではありますが、いまだ若干の課題が残っておりますことも出ております。しかしながら、本市における年度ごとの比較では小学校、中学校とも全ての教科で前回の調査を上回るという結果が出ております。

なお、議員御要望のありました各学校の調査結果が出せないのかということですが、紀の川市教育委員会といたしましては、文部科学省より次のような通達が参っており

ます。「抽出調査の対象となった学校に在籍する児童生徒に関する調査結果については、これが一般に公開されることになると序列化や過度な競争が生じる恐れや、学校の設置管理者等への実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど、正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると考えられるため、不開示情報として取り扱うこととする。」そういう方針とそれを踏まえて適切に対応するようにとの文部科学省の指導を踏まえ、現時点では本教育委員会では不開示情報として取り扱うことといたします。

以上であります。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（質問席） 先ほど来より、教育長も教育委員会委員長も渋い顔をしてないのと思いましたけれども。今、いろんな発表を聞いて私もよかったなと思います。

けれども、小学校が5校、中学校が4校ということでございます。県下の平均点と全国の平均点はやはり違いますし、ちょっと曖昧な表現もあったかと思えますけれども。やはり、平均押しなべて、私は教育長、教育委員会委員長の顔を見て平均としても、私は次の段階をねらって前に向いていかなあかんのじゃないかなと思います。泉佐野市は全国に先駆けて全部発表してますということを言いました。

紀の川市は、今教育長が述べられたように発表しないということでございますけれども、私は例えも含めながら言いますけれども、私の子どもは小学校の2年生で安楽川小学校に行っております。安楽川小学校は小学校の5校の抽出校かどうかわかりませんが、もし抽出校でなければ先生方独自の採点方法である程度の点数が出たと思います。その点数は抽出校とどんなに違うかというのは私はわかりませんが、その資料は多分安楽川小学校の教職員の先生方はみんなわかってると。その対応に向けて、今進んでることであろうと思いますけれども。

同時に、私は父兄、保護者にもある程度の開示をしないとやはりこれはだめじゃないかなと思います。今、小学校6年生でも多くて8時間ぐらい学校で厄介になりますけど、そのほかは家庭でございます。先生方が頑張ってくれて成果を出していったところで、家庭で意識がそこまでなければ、やはりベクトルは合わないんじゃないかなと。安楽川小学校の通信欄、校長が発行する通信欄でもやはりうちの学校はこういう位置にある程度あると。教職員はこういう対応をしながらこれから頑張っていく。保護者の皆さん方もやはりこういうことに気をつけながら子ども達を導くようにしていただきたいという文言がもし出たら、私のとこ5人で生活しておりますけれども、私と女房とである程度書いたものを読みながら、二人で話して子どもの学力がいかにか上がるかということを考えながらいくと思います。1日3時間テレビを見てるんであれば、2時間半にせえよと、お父さんビール飲みながらテレビ見てるんやったら、その時間半分にせえよという話し合いをして、お父さん

がするんだったら僕もするよということできくと。そういうことの中で、家庭と学校のベクトルを合わせていくということをしなないと、私は相対的には上がっていかないと思います。

発表しないんですけれども、そこらぐらいまでのことは十分やって、この学力テストをいい方向に導くというんですか、いい結果に結びつくということに持っていくべきではないかなと思いますけれども、それ一つお願いしときます。答弁をお願いします。

そういうことで、よろしくをお願いします。

○議長（西川泰弘君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 私も委員長もこの席に座らせていただいて、いい顔だとおほめいただいたところであります。この結果を私は一過性のものとしなないために、教育委員会としてはさまざまな施策を講じてまいりたいと思います。

今後の対応といたしましては、各学校において結果を詳細に分析し、個々に課題改善に向けた指導の方向性やポイントを明らかにした取り組みを進めてまいります。取り組みにつきましては、教育委員会に対し各学校から報告を求め、それぞれに適切な指導を加えて行ってまいりたいと考えております。

さらに各学校においては、今回の全国学力学習状況調査の結果と課題、また今後の指導の方向性を含めて該当学年の保護者はもちろんのこと、全保護者に対しても学年通信や学校新聞等で情報発信していく学校が多くございます。今後とも、各家庭や地域へも協力体制の構築に努めるために情報を開示してまいりたいと思いますが、学校独自性を生かして情報開示をしていきたいと思っております。

また、紀の川市といたしましても、今回の調査結果を本市の学力向上施策の検証・改善に生かし、児童生徒の確かな学力の向上に向け、学校、家庭、地域及び教育委員会が手を携えて、教育活動の充実や生活学習状況の改善に取り組んでまいりたいと思っております。

現在進めております具体的な取り組みといたしましては、日常的には朝の学習や昼の学習、毎週曜日を決めての補充学習、また長期休業中にはサマースクールなどにより学習の定着を図る取り組みを行ってございます。さらに新たな施策としましては、進級に伴う春休みの学習のつなぎを学習プリントの配布と小学校と中学校との連携も含め、家庭学習への取り組みを強めてきております。

また、家庭や地域に対しましては、「家学のすすめ」として読書の啓発や家庭での学習時間の確保など、家庭や地域でしていただきたいことを具体的に示し、協力をお願いしているところであります。特に読書の啓発については、学習状況調査の結果により、本市における喫緊の課題の一つとして考えております。文章を主体的に読み取る力の育成は、これは学校だけではなく保護者と共有、協働して取り組む必要があります。本年度、家族がそろって読書をするを私どもでは「家読」と呼び、「家読」を奨励する取り組みを現在進めております。

さらに具体的には、子どもに保護者に読んでほしい本200冊を選定し、ブックリスト

を作成し、各家庭に配布する予定で、現在、作業を進めております。さらに学校力、教師力向上につきましても、市内の6校指定での「きのかわ学力向上研究事業」や夏季休業中の教職員研修、若手教員を対象にした研修を年間5回実施し、全ての教員は1回以上受講するようにと計画しました「平成きのかわ教師塾」等、本年度も力を入れて取り組んでいるところでありますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 再々質問はありませんか。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（質問席） 私は教育には門外漢というか教育現場に立ったことはございませんので、ある程度のことしか言えませんが、後々、今言われたことをどうか推し進めていただきたいなど。強力に推し進めていただきたいなどと思います。

先ほど、寺西議員のときにもございましたけれども、やっぱり言葉だけではなくて学校、地域、家庭、やはり情報をどんどんどんどん出すことによってベクトルは合わさっていくと私は思っております。限りなく情報を出すことが、私は一番のことじゃないかなと思います。

今回、教育委員会委員長も御出席でございますので、私、先般、6月議会でも市長が4月に記者発表をします。それと同時に教育委員会としても教育行政はこういう1年にしたいと、各小・中学校の目標設定を明確にしながら記者発表していただきたいということをおっしゃっていただきました。これはお金もかかりません。そういうことも言いましたし、私は今まで中学校を卒業すれば、県下の学校にどこでもいけるという状態の中でございまして、やはり中学校の2年生3年生ぐらい、特に3年生ぐらいの数学とか英語なんかは習熟度授業を特に取り入れていって、学力を伸ばしていかなあかんのじゃないかなということも言わせてもらっております。そして、今回、8月30日から授業をされておりますけれども、これは警報が出たりして行けなかったからであろうと思いますけれども。ゆとり教育をするから土曜日をなくして、今度、ゆとり教育から脱却したら物理的に時間がないということもございまして、できることから早く、8月20日から授業を開始するぐらいのことをお願いしたいなということも言わせていただきました。

実は、私とこは小学校2年生ですけども、6限があるんです。6限がある中で4人ほど寝たということがございます。その6限をとって、休み中、8月20日からとかということをしてもらったらもっと充実できるし、中学校においては学力と同時にスポーツ関係がどんどんどんどんできるんじゃないかなということも言わせていただきました。

それと、子どもたちには夢を持たせながら、夢をもって目標設定をしながら生きていきます。そこで、自分の位置というのを明確にしながら、一步一步上がっていくという努力をするということ子どもたちにわかってもらわなくてはならないんじゃないかなと思います。

そのことで、今、絶対評価の通知簿でございます。私は相対評価を視点に入れて、重要視しながらのことももっとどんどん入れていっていただきたいなとも思います。

それとか、今、中学校は2学期制ですけども小学校は2学期制と3学期制を併用して

る紀の川管内でございます。それも教育委員会としてはやはり統一すべきではないかなと僕らは思っております。

そういうことも教育委員会ではこれからどうか日時を切っていただきまして、タイミングを図りながら話をするんじゃなくて、これは2年間でイエス・ノーを決めようと。そして前へ進んでいこうということもどんどんしていただきたいと思いますなど。

もう一つ言うのを忘れましたが、市内には100名を切る小学校が何校かございます。私はその子どもたちも大きな学校で授業ができて、大きな学校に先生方を十分配置しながら教育ができるようにできないもんかなと私は思っております。こういう思いは、今までの日本と違ってグローバルな世界になっていく中で、やはりそれに対応する子どもをつくらないかんという言葉はおかしいですけども、やはりそれに準じるような教育行政も先に進んでやっていくべきではないかなと。そして、紀の川市がおくれてるところをどんどん上げて、まずいいところを伸ばすということも視野に入れてしていただきたいと思います。これは教育委員会委員長、答弁結構でございます。教育委員会で忙しいかもわかりませんが、十分練っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（西川泰弘君） 以上で、阪中 晃君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、13番 田代範義君の一般質問を許可します。質問項目が2項目との通告でございますので、まずコンビニエンスストア交付サービスについての質問をお願いいたします。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） 私も一般質問をさせていただきます。

今回、一問一答方式ということで、私2問質問させていただきます。

まず、1点目の各種証明書をコンビニエンスストアでの交付についてお聞きをしたいと思っております。

このサービスが始まってまだ間がないんですけど、平成22年に5自治体から始まりまして、現在、この8月までで56自治体の実施されているという状況でございます。かなり少ないんですけど、少ない理由として現段階では利用できるコンビニがセブンイレブンのみで、コンビニが1店舗しかない、これがまだ広まっていかない要因ではないかと言われております。そうした中で、来年の春からは業界で第2位のローソンと第4位のサークルKサンクス、これらが参入されると聞いております。このようにして参入するコンビニが2社、これで計3社になるんですけども、このようにして参入されることによって、利用可能店舗が全都道府県に広がり、大いに期待をされているところでございます。

そうしたことから、紀の川市にとっても市民の方々の利便性というものを考えると大いに向上すると思っております。また、経費的に窓口業務の負担の軽減、またコスト削減にもつながると思っております。そうしたことから、コンビニ交付をとりいれたらどうかということでお

伺いをいたします。

そして、コンビニ交付を行うには、住民基本台帳カードが必要となります。現在の住基カードの発行の現状と今後の課題について、まず伺いをいたします。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、コンビニで証明書交付をしてはどうかという質問についてお答えさせていただきたいと思います。

議員御質問のとおり、現在、対応しているコンビニエンスストアはセブンイレブンだけでございます。それで全国で56市町村ということですが、全国市区町村の約3%前後でしか実施していない状況であろうかと思えます。そうした中、2013年春には議員御指摘のとおりローソン、サークルKサンクス、またファミリーマート、デイリーヤマザキが対応しようとしているとの報道もされてございます。これは各店舗におきましてコンビニ交付に対応できるキオスク端末をリプレース時期に合わせて入れかえを行うものと考えてございます。

コンビニ交付につきましては、市区町村の住民票等関係情報をラスデック（地方自治情報センター）の関係機関でございますが、そこを經由いたしましてコンビニの端末から発行するというものでございます。紀の川市内、県内外での店舗での取得が可能となります。

ただ、証明書コンビニ交付に対応してございますICカードは住民基本台帳カードだけでございます。当市におきます交付状況におきましては、平成24年6月末現在でございますが、死亡等を除いた有効カードは979枚と人口の約1.5%程度でございます。そうした点からも、住民の住基取得の関心の低さもございまして、コンビニ交付発行システム改修に多額の経費が必要となること等から、費用対効果等も勘案いたしましてシステム化について具体化していないのが現状でございます。しかしながら、参入業者がふえることから住民の皆さんへの利便性を図る上で、予定されているマイナンバー制度の実施に合わせて検討を行ってまいりたいと考えてございます。

それから、次に住基カードの現状と課題という御質問でございますが、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、交付が約1.5%ということでございます。住民基本台帳カードは2015年1月からの社会保障と税の一体改革によるマイナンバーカードに機能を引き継ぐことが予定されていますので、住民基本台帳カードに付加価値をつけ、利用度の高いものにすることもできますが、現在において住民基本台帳カードの取得を積極的に推奨しかねる状況でもございます。そうした状況の中で、今後、マイナンバー制度の情報が逐次得られるものと思えますが、現在の住民基本台帳カードが容易に引き継げ、利用度の高いものになるか、またカードの発行方法、カードに取り込む情報等々具体的な内容の把握に努めまして、先ほどお答えいたしました住民票等証明書のコンビニ交付と合わせ検討してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 再質問。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、住基カードのほうなんですけども、当然、コンビニ交付をするという前提の中では大いにこれを推進していただかなければならないんですけれども、ほかの地域、先に取り組んだところの地域におきましても、住基カードを取得していただくためには、やはりかなり努力をしていただいております。例えば、期間を設けまして住基カードを無料で交付するとか、また500円ぐらいで交付するとか、あと付加価値、また図書館の会員のカード、そういったものをチップに入れるとかそういったものを取り組みながら、住基カードを市民の方々に持っていただけるような努力をしております。紀の川市におきましても、いろいろなものを住基カードに付加価値をつけることによって、市民の方々がそれを取得していただきやすいかなと。

そうした中で先ほども言いましたけども、コンビニの交付について、これは全国どこへ行っても住民票なりそういったものが取れるという市民にとっては利便性の非常に高い制度だと思いますので、十分考えていただきまして、まず住基カードの付加価値をつけるような、先ほど部長はマイカードが政府のほうで通ってるのでどうかというお話もされてますけども、これとてまだどうなるかもわからない中で、市として住基カードを主に取ってもらえるような形を講じるべきではないかなという気がしますので、いま一度、部長の答弁をお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（自席） 再質問でございますが、住基カードの発行に努力してはということでございます。先ほども申しましたとおり、住基カードの付加価値をつけるということで、図書館システムとかいろんなシステムを取り込むことができるとも聞いております。ただ、それに絡む導入費用につきましても相当な経費が個々に要ってくるということで聞いてございます。

そうした中で、平成22年に国において新たな情報通信技術戦略が策定されまして、その中で国民本位の電子行政の実現ということで公的ICカードが基にあり、住民基本台帳カードの取得促進につきましては、電子行政サービスの実現に必要なものと考えてございます。ただ、現時点において全国共通の公的ICカードは住基カードのみですので、住基カードの機能を引き継ぎ、機能拡充予定である社会保障と税の一体改革の基幹となるマイナンバー法案の先行きも注視しながら、動向次第では国、県等への施策への住基カードの利用可能範囲も合わせまして、広報等いたしまして、また市の他の公的カードへの住基カードの統合も関係課と協議し、取得促進に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 再々質問お願いします。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） 3回目は市長にお伺いいたします。

コンビニの交付についてですけども、3月のときにも同僚議員が聞かれております。そ

のときに、市長はITは嫌いやという答弁もしておりましたけども、今の時代、やはりこういったものに取り組んで、市民サービスを向上していくのも一つかなと思いますので、コンビニ交付についての市長の見解をお伺いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 田代議員のコンビニでのいろいろな交付ができるシステムをとということでございます。これは住民サービスの中で、市役所が5時半に閉まって、その後コンビニに行けば、夜中でも行けるわけでありまして。役所に昼間来れない方が夜でも行けるという便利さはあるわけでありまして、担当部長から答弁があったように住基カードはじめ全国でも56市町村ぐらゐの取り組みだということの中で、今後、その費用対効果等々勘案しながら検討していきたいなと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上でコンビニエンスストア交付サービスについての質問を終わります。続いて、市有地等の有効利用についての質問をしてください。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） それでは2点目の市有地等の有効利用について、お伺いをいたします。

市が保有しております未利用地がかなりあると思っておりますが、その土地の活用をどう考えているのかということでお聞きをしたいと思っております。市には紀の川市未利用地有効利用検討委員会というのが設置されておりますが、今までの進ちょく状況と今後の取り組みについてお聞きをしたいと思っております。

その中で、要綱第1条に「市と土地開発公社が保有している未利用地について有効利用を図るため」とうたっておりますので、この点も含めて御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、田代議員の市有地の有効利用についての御質問にお答えさせていただきます。

市が保有している未利用地については、公共用に利用する計画のない土地については民間に売り払いを行い、市の施策のための財源確保に役立てたいと考えており、本年度から本年3月の広報「紀の川」において未利用地4件の一般競争入札の公告を行うなど、未利用地の処分を積極的に進めてございます。今後も公共用に利用する計画のない土地につきましては、一般競争入札を基本に公売による処分を行っていく予定でございます。

次に、未利用地有効利用検討委員会の進ちょく状況についての御質問でございますが、平成19年1月30日に本委員会の設置要綱を制定しまして、平成19年2月16日から平成24年2月1日まで合計7回の委員会を開催し、旧町から引き継ぎました市有地の把握をはじめ市土地開発公社が代行買収した土地の使用目的の廃止や、不用になりました未利用地の一般競争入札による公売開始など、市または市土地開発公社が保有している未利用地について有効利用を図るため、処分も含めた基本的な方策を検討してまいりました。

参考でございますが、旧町から引き継いだ普通財産の面積は地籍調査が完了していない土地を含め宅地、山林など約92万4,000平方メートル、555筆がございます。うち山林が82%を占めております。現在のところ、売却が可能と思われる普通財産については約1万7,000平方メートルでございます。今後におきましても未利用地の売却など、処分を含めた有効利用の検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再質問。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） 再質問させていただきます。

まず、先ほど部長のほうから答弁がありました3月の広報において、一般競争入札の公示を行ったという4件、これについての結果がまずどうなったのかと、もし売れてたらいいんですけど、もしそれがなかった場合、今後どのように考えてるのかをまず1点お伺いしたいと思います。

そして、来年の3月末をもちまして各支所が閉鎖するという流れになっておりますけれども、支所の跡地利用、これについてはどのように考えてるのかをお伺いをいたします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、ことし3月に公売をしました4件の一般競争入札につきましては、申込者がございませんでした。その理由については、多分実勢価格と予定価格の差があったということだと思います。今後につきましては、もう一度公売を行いたいと思います。そして公売を行った結果、万一同じようなことがあれば、個別に土地の交渉をしていきたいと考えております。そういうことで市民の御理解がいただけるものと考えております。

それからもう1点、支所の跡地につきましては庁舎建設検討委員会での協議を経まして、市の方向性としては有効的な利活用の検討を経て、その方向性が見出せる場合は取り壊しを行い、用地については借地の返却を行い、市有地についてはまちづくりなどの視点に立った新たな活用方法を見出すという方針でございます。現在、那賀、桃山、貴志川支所につきましては、平成25年4月の閉鎖を前提に新支所の改修等を進めており、また粉河支所は平成25年4月の時点においては現支所を活用していく予定でございます。支所の跡地利用については、早急に未利用地有効利用検討委員会等で有効活用を図るため、今後、部内での協議も含めて前向きに進めていきたいと考えております。

また、跡地利用についてはさまざまな御提言をいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ありませんか。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） 最後に市長にお伺いをしたいと思います。

未利用地の中で、貴志川のスポーツ公園のそばに旧の貴志川町時代買った土地があります。3万何ぼ平米あると思うんですけども。あの土地で現在、ソフトボール場、また野球場があるんですけども、あの地域を市のスポーツゾーンとして拡張してはどうかということ提言したいと思うんです。といいますのも、毎年、河川敷のグラウンドが台風または川の増水によりまして、大きな予算を使って直しているのが現状でございます。これは、地域の方々にとっては大切なグラウンドだということは十分自分自身も認識はしておりますけども、大きな費用もかかり、また市長も常々言っておりますけども、行く行くはこれも見直していきたいということ聞いておりますので、そういったことも含めてあそこら辺をスポーツのゾーンとして拡張していくという考えに市長の考えをお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 田代議員の再々質問での未利用の土地の有効利用ということの中で、貴志川のスポーツ公園は鳥インフルエンザで3年間は掘り起こせないという状況の土地の問題であります。市全体のスポーツゾーンとしてということではありますが、河川敷等については国交省の使用許可をいただいて旧町時代から各5町とも利用させて、紀の川、貴志川の河川敷を利用させていただいてまいりました。

今の合併後の状況を見ましても、毎年のように大雨、集中豪雨等でグラウンドが流される、また土砂が堆積するという状況が続いております。そういうことで、私はもう河川敷はそういうグラウンド等、もちろんいろんな行事のときの駐車場にはお願いをしたいですが、基本的には粉河の河川敷以外はもう使わない方向でいけるようにしていきたいと思っております。

ただ、田代議員の言われた、貴志川のスポーツ公園の野球場、下のソフトボール場、その上、西側を広げてやるということが、貴志川の地域の皆さん方がということで小学校のスポーツ少年団とかそういう方は便利になると思いますが、桃山の河川敷をなくして桃山の小学校のスポーツ少年団等々、子どもたちがそこに来てもらえるのかどうか。やはり、各旧町単位でのグラウンドというものも大事であり、那賀町については愛宕のグラウンドを重点的に使っていただくと。粉河河川敷をやると。また、打田は若もの広場等、あと桃山の問題になってくるわけで、これらをいろいろな観点から河川敷をもうグラウンドとして使っていけない方向を出していく一つの考え方になるかと思いますが、そこらの地域的バランスというものも配慮しながら、井ノ口のスポーツ公園等も考えていきたいと。

実は、せんだって経団連、和歌山県の農協中央会に、今、紀の川市が保有しているところに養鶏の産地があったわけでありまして、あのところの買収もお願いしたいということも申し込んでおりますけども。それじゃあ、そこをグラウンドにするのか、企業誘致にするのかどうするのかということはこれからであります、農協の持っておるところを経団

連の持つておるところをお譲りいただければ、何らかの有効活用ができるのではないかと
いうことを考えておまして、そこにスポーツゾーンということには、一つの提案として
承っておきたいとその程度にお願いしたいと思っておるところでございます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、田代範義君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） これでしばらく休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後 0時58分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、19番 岡田 勉君の一般質問を許可します。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 発言の許可が出ましたので、一般質問を行いたいと思
います。

教育予算についてということで、2点にわたって質問したいと思えます。

1つは生涯学習についてであります。

平成19年の3月に「生涯学習のまち 紀の川市」宣言をしております。宣言の趣旨の中
に「紀の川市に住んでよかったと思えるまちづくりを進めるには、個人の学習活動が人
との交流を生み、地域の連帯感や自治意識の向上を図り、地域の活性化につながるこ
とができる生涯学習を推進することが最も有効であると考えます。」と書かれておりま
す。

その生涯学習を進めていく上で、知識と情報の拠点となる図書館の果たす役割は大変重
要だと考えます。その図書館は本を借りたい人が利用するだけでなく、そこに行けば知り
たいことや調べたいことに答えられる資料や情報があつて、その利用をサポートする専門
職員である図書館司書の方が配置されていることから、図書館は生涯学習の拠点である
と思えます。今後、生涯学習のまちづくり宣言に基づいて生涯学習を推進していくための
図書館の果たす役割についてどのような考えをもっているのかお聞きをします。

2つ目は、義務教育は無償化ということから、学校教育予算についてどのように考えて
いるのかということでもあります。

文部科学省が行っている調査に、子どもの学習費調査というのがあります。この調査は、
子供を公立または私立の学校に通学させている保護者が、子ども一人当たりの学校教育及
び学校外活動のために支出した経費と世帯の年間収入の実態を捉えて、教育に関する国の
施策を検討・立案するための基礎資料となるための調査が2年に1回実施をされておしま

す。その平成22年度の調査結果によりますと、公立の小学校で学校教育費が平均で年間5万4,929円、公立中学校では平均で13万1,501円支出していることになっております。この学校教育費というのは、教科書以外の図書、学用品、実験・実習材料費や教科外活動費、通学費、通学用品費、修学旅行や見学費、学級費、生徒会費、PTA会費、その他学校納付金など学校教育のために各家庭が支出した経費です。また、それ以外にも学校生活のためには給食費もかかります。給食費を加えると小学校で年間9万7,156円、中学校で16万6,946円となっていることが公表されております。これを見ると父母負担は相当な額となっています。

憲法26条では、義務教育は無償とするとなっています。また、国際人権規約でも初等教育は義務的なものとして全ての者に対し、無償のものとするという義務教育無償化の条項があり、我が国も1979年に批准していますが、この義務教育は無償ということについてどのような認識をもっておられるのかお答えください。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 岡田議員の教育予算についての御質問に答弁したいと思います。

まずはじめに、市予算のうち教育費の占める比率の御説明を申し上げます。平成24年度の予算を比較しますと、紀の川市の教育費は12.4%と非常に高い比率となっています。近隣の市と比較しますと7~10%程度となっており、建設工事費を見込んだ金額であっても本市は教育に重点を置いた予算といえると思います。

まず、御質問の図書館についての役割でございますが、議員がおっしゃられたとおり、生涯学習の拠点の一つとして図書館があります。市民の学習活動を支援する施設であります。図書館は市民にとって知識の源であり、また市民が手軽にさまざまな情報を得ることができる唯一の場でもあることから、図書館には多くの市民が訪れ、読書をするだけではなく、多様な資料を閲覧したり、視聴覚教材を利用したりとさまざまな形で利用されています。それだけに図書館には幅広い市民ニーズがある中、より多くの市民に図書館に親しんでいただき、快適に利用してもらえようとする施設の整備を行っていきたく考えています。

今後、図書館施設を整備することで県内でも有数の蔵書数を備え、明るく開放的な学習スペースを確保することにより、年間12万人の利用者を目指していきたく考えているところでございます。

次に、義務教育費は無償ということから学校教育予算をどう考えているかという御質問でございますが、憲法第26条では「義務教育はこれを無償とする。」と規定しており、教育基本法においても第4条第1項「国民はその保護する子女に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。」、同条第2項では「国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料はこれを徴収しない。」となっております。「無償」とは「子

女の保護者に対し、その子女に普通教育を受けさせるにつきその対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められることから、同条同項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが適当である。」と理解できます。「無償」の内容として授業料を意味し、学用品費など一切の無償を意味するものではないとされています。なお、現在は教科書無償措置法等により義務教育段階においては国公私を通じて教科書も無償になっているところでございます。

参考として平成23年度の決算の数値から児童生徒に直接のかかわりのある教育振興費のうち、消耗品費、印刷製本費、庁用器具費、補助金、扶助費でみますと1億1,116万円であり、小学校児童一人当たり1万5,624円、中学校生徒一人当たり2万8,851円、これは平成22年度の決算状況と比較して、小学校児童では2,734円、中学校生徒では7,561円の増となっております。平成23年度の決算状況からみますと教育費の占める割合は12.9%、教育費の中の学校教育費は18.9%となっておりますところでございます。

また、議員の御指摘された学校外の費用ということで、紀の川市内の学校では学級費として徴収している各小学校においては1,000円から2,000円、毎月学級費を徴収してございます。使い道については小学校では市販のテスト代、ドリル、図工、また理科教材等実習用の教材費等に当ててございます。中学校では教科書参考図書代金として徴収しているところでございます。

通達によりますと、学校の管理運営、教育活動に要する経費に属するもののうち、児童生徒の個人の所有物に係る経費や教育活動の結果として生じる直接的利益が児童生徒に還元される経費とは、受益者負担、個人への還元等の観点から個人負担によることが適当であるとされております。

以上で答弁を終わります。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 今の答弁の中で、教育費、予算全体の構成比率から12.4%と言われました。これは要するに、今いろいろ行っている学校の耐震化の問題とかまたは新築の予算も入って、構成比からいうたらこのパーセントだということですね。決して私は学校教育費としてみれば、高い予算比率からみれば高いパーセントにはなっていないと思うんです。

そこで最初の図書館の部分をお聞きするんですけども、今の答弁の中にも快適に利用していける施設にしていきたいと。そして蔵書もふやしていきたいということをおっしゃいました。岩出市は本格的というんか、図書館としての機能を果たしてる施設なんですけれども、ここの予算を見てみましたら平成22年度で図書の購入費です。平成22年度で3,352万4,000円。平成23年度で3,499万2,000円。そして今年度で2,766万9,000円という図書等の購入費ということになっております。本市では今年

度では650万円でした。そういうふうに予算書ではなっていると思うんですけども。

ここから見てみても、岩出市とうちの図書館の蔵書の購入費から見てもかなりの差があると思うんですけども。今後、快適に利用して行ける施設にしていきたい、また蔵書もふやしていきたいということですから、今後予算もふやしてくれるのかなと思うんです。

そこで、図書に関する法令が2つあると思うんです。1つは図書館法というのがあります。それからもう1つ、文字活字文化振興法というのがあります。この中に公立図書館が住民に対して適切な図書奉仕を提供できるように支所の充実等の人的体制の整備、それから図書館資料の充実、資料というのはどうしても含まれます。それから情報化の推進等の物的条件の整備ということで、図書館振興の義務を地方自治体に課しているんですよ。こういうことから見ても、図書館の充実、生涯学習の拠点である図書館の充実が求められていると思うんですけども、もう一度このことについてお考えをお聞きしたいと思います。図書館のことです。

それから義務教育の無償化ということの問題です。先ほど、公立学校の学校教育費が、公立小学校の学校教育費が平均で年間5万4,929円ということを紹介しました。そのうちの図書、学用品、実験実習の材料費が32.2%、金額で1万8,211円占めていることになっているんです。これらの費用というのは教材費と考えていいと思うんです。先ほども言われてましたけども、そう考えるということからして義務教育における教材費は、1953年、ちょっと古い話なんですけども、昭和28年に制定された義務教育国庫負担法によって、2分の1が国庫負担の対象になってきました。しかし、臨調行革によって国庫負担から交付税として措置される一般財源と、今現在、なっていしまっているわけなんです。要するに交付税算入がされてきているということなんです、この教材費については。

そこでお聞きするんですけども、義務教育は無償であるのに図書や学用品、実験実習材料費が1万8,211円の保護者負担になっていることについてどのように受けとめられるのかということなんです。

そしてもう1点は、一般財源として交付税措置されている財源、交付税ですから幾ら入ってきてるか、これはきっちりした金額はわからないかもしれませんが、学校教育予算として組み入れられているのかどうか、この2点についてお聞きをします。

それから参考までに、子どもの学習費というのはどういうことなのかということをお説明しておきますと、今言うたように学校教育費というのがあります。それから先ほども言うた学校給食費、それからもう1つ学校外活動費ということで、それはそれぞれの家庭内の教育費なんです。この3つが学習費ということで、ここで文科省が調査をしているわけなんです。

そういう状況の中で、学習費も含めて全体で幾らになっているかということでもあります。この3つ含めて親の負担分が、平均で公立小学校では30万4,093円、それから公立中学校では45万9,511円ということになるんです。例えば、小学校の児童と中学校

へ行ってる生徒、二人いてれば約75万円ぐらいになるんですか、こういう3つ合わせての親の支出になるわけなんです。

そういう中で、生活の実態のことも調査してるんです。調査した人の生活意識の状況がここにあるんですけども。児童生徒のいる世帯、大変苦しいとかやや苦しいとか、普通とかややゆとりがある、大変ゆとりがあるということですと示してるんですけども。児童生徒のいる世帯で大変苦しいが31%、やや苦しいが34.7%、2つ合わせて66%近い人が、児童生徒がいてる場合はやや苦しいとか大変苦しいとかいうことを言うてるわけなんです。

そういうことからして、義務教育は無償であるということから、これは大変重要な問題だと思っておりますけれども。参考までに、今述べさせてもらったことやけども、先ほど言ったようなことで、答弁をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） まず、岡田議員の第1点目の図書館についてでございますが、岩出市との比較をされておったんですが、御存じのように紀の川市の場合、旧5町が合併して5館もある図書館、岩出市の場合は1館でやっておるし、また最近できた部分もございます。紀の川市については、打田図書館については合併前の平成17年に完成して、あとはそれ以前から平成5年6年ごろにできたもの、あとは昭和に那賀で1つできております。そういう20年近くたっている図書館が多い中で、それが紀の川市の図書館の特徴でもあるかなという部分で、いろいろ施設整備にも土地の購入もいろいろ検討しながら事業を進めているところでございます。

先ほど図書の購入の例も出されましたが、平成21年度の決算ベースで紀の川市で8,226冊、平成23年度には1,770万円の9,996冊の新刊図書を購入してございます。また、図書館の事業としましては、9月の広報「紀の川」を見ていただいたらわかりますが、9月は防災の日ということで防災に絡んだ図書の紹介とか、また読み聞かせの日時とか掲載して、市民の皆さんに利用してもらえよう形をとっているところでございます。

岡田議員が言われました資料等の支援、レファレンス類の対応については打田の図書館で集中的に対応してございますので、市民の皆さんには使い勝手が悪いというか資料相談に応じる場合は、電話か直接対応する場合には打田の図書館に来てもらうような形になるかと思いますが、図書館の運営に現在努めているところでございます。

また、図書館法の質問もされましたが、図書館法の第7条の2には設置及び運営上望ましい基準というのがございます。その基準に照らし合わせてもそれを下回った形にはなっておりますけれども、蔵書、開架数については非常に下回っているところでございますが、今後につきましては基準に少しでも近づくよう努力してまいりたいと考えております。

また、今後、図書館のあり方についても統廃合もみながら図書館サービスを低下するこ

となく対応していただけたらと、現在検討しているところでございます。

あと、義務教育は無償という部分でございますが、若干、家庭の教育費のウェイトの話もされておったようですが、私どもでは学校の教育上の個人負担というんですか、学級費や給食費等について答弁させていただきます。

合併して平成19年度から子ども一人当たりの予算の割り当てということで、どこの地域、どこの学校でも平等に消耗品費とか、これは先ほど岡田議員が言われましたように理科実験道具等についても薬品類は公費で購入してございます。それらに充てる費用でございますが、平成19年度から小・中学校消耗品費、学校図書購入費等、一人当たり、平成19年度では5,574円、図書費で一人当たり800円、平成23年度になりますと消耗品で5,300円、図書費で1,500円というような小学校ベースですけども基準をつくって、一人当たりの基準を出して平等に皆さんが学校経営できるような形で割り振りをしているところでございます。

今後におきましても、児童生徒が減少する中で一人当たりの子どもの需用費を減少しないように予算確保に努め、学校教育にも支障を出さないためにも、より一層限られた予算の有効活用、事業の選択と集中を図り、効果的有効的な予算の編成を行い、必要な予算の確保に努め、教育行政を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 再々質問。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 今、最後のほうで言われた子ども一人当たり幾らかいこのメモを用意してなかったんですけども、今言われた金額ですね、私、さっき再質問でお聞きした、要するに教材費として、または学校教育全体として基準財政需用額の不足分、要するに交付税算入されてる部分の金額と比べたらどのくらいになりますか。

そして、それが全額、交付税はどこに使ってもいいという色のついてないお金ですからどこに使ってもいいわけなんですけれども、しかし、こういうところには使いなさいよということで国庫負担法で定められ、昔のあれなんですけれども、国庫負担法で定められた金額を教材費として交付税算入をしてきてるわけなんですから、やはり学校教育費として子どもたちのために使うべきだと思うんです。

再々質問ということでもう少し述べたいと思うんですけども、予算の枠配分ということで生涯学習にかかわる予算やそれから学校教育予算のうちの11節需用費、今議論してるあれなんですけれども、需用費や18節の備品購入費といった部分まで削減をしてきております。

生涯学習については生涯学習のまち宣言にふさわしいまちづくりを進めていくためにも、それなりの施策が必要だと私は思います。そしてまた、教育を受ける権利を持つ子どもたち一人一人が大切にされ、行き届いた教育を保障していくためにも学校教育予算の充実が求められているんですが、これらの予算が、この間、マイナスシーリングになっているこ

とについて、市長はこのままでよいとお考えなのか。その辺どうかお聞きしたいと思えます。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 交付税の参入につきましては、一般財源に組み入れるということで、金額については把握してございませんが、先ほども説明させていただいたとおり、子ども一人当たりの金額割を算出して予算化しているところでございます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 岡田議員の今後の義務教育のあり方ということで、教育委員会から説明があったとおりであります。

基本的には義務教育は無償でなくてはならないというのを基本に進めていくということであり、厳しい財政状況ではありますが、いろいろな面ではよその市町村に負けないように、また紀の川市として義務教育のあり方、またその対応、十分、今後とも少子化してくるこの状況の中でより一層努力することをしていかなきゃならないと思っております。

そして、学校は子どもの勉強の場所だけということではなしに、地域にも開かれていく地域の学校としても発展していけるような対応も考えていきたいなと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、岡田 勉君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会し、あす6日午前9時30分から再開したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さんでした。

（延会 午後 1時29分）